

**令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくり
内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰推薦事業所募集要項(群馬県)**

1 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

2 表彰の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績が見られた者。

介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

3 表彰の要件等

(1) 表彰の対象となる取組

ア【待遇改善】事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

イ【人材育成】職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

ウ【生産性向上】介護テクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

(2) 法令等の遵守

① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守していること。

② 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

4 評価項目

令和7年12月12日老発1212第3号「令和8年介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰について」(別添2)「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要領」(別紙1)「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰選考基準」に準じて評価する。

5 表彰事業所の申請

<提出書類>

(1) 推薦事業者調書 (別紙2)

○調書の「1 基本情報」に記載する名称は、「運営法人」の名称の欄には登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に記載の名称を、「事業所・施設等」の名称の欄には、介護保険法に基づく指定を受けている者はその指定を受けている名称を、老人福祉法に基づき届出を行っている者はその届出をしている名称を、若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録を行っている者はその登録をしている名称を記載すること。

○調書の「2 具体的な取組内容」のそれぞれが審査で配点される項目であるため、全ての項目を具体的に記入すること。記載内容は、大分類「職員の待遇改善に係る取組(待遇改善)」、「人材育成に係る取組(人材育成)」、「介護現場の生産性向上に係る取組(生産性向上)」より、一つ以上選択すること。ただし、同一の大分類について2つ以上記載することはできない(例:待遇改善の取組を複数選択することはできないので、待遇改善、人材育成、生産性向上の各取組は1つずつであること)。なお、「抱えていた課題」、「取組時期」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」は調書の「小分類」で記入した取組に対応する記載とする。

○調書の「2 具体的な取組内容」における「実効性」及び「持続性」は、複数の取組の実践を通じてその事業所・施設の全体に波及した効果について記載すること。なお、取組が1つのみであっても、「実効性」及び「持続性」を記載すること。

(2) 関係法令遵守報告書 (別紙3)

(3) 別紙2の添付資料 (必要に応じて)

○調書等の内容を補足するため、写真等の参考資料を添付することを可能とするが、1事業所・施設等につき、10ページを上限とすること。なお、参考資料は調書等の記載内容を確認することに用い、推薦審査において評価の対象としない。

<提出期限>

令和8年2月13日(金)17時 =必着=

<提出方法>

電子メールで提出してください。(メールアドレス:kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp)
提出の際には、メールの件名を「(施設名) 令和8年度介護職員の働きやすい職場環境

づくりにかかる表彰について」としてください。

【注意事項】

- ・提出資料はすべて電子データでご提出ください。
- ・様式の定めのあるものは、WordまたはExcel形式で、「添付書類」等様式の定めがないものはPDFファイルでのご提出をお願いします。
- ・県のメールシステムのセキュリティ基準上、パスワードの付いていないZIPファイルは受信することができません。パスワードを付けていただくか、圧縮しないで提出してください。
- ・県で受信可能なメールの容量は「7MB」です。それを超過する場合、分割して送付してください。

<留意事項>

○本表彰の対象は、事業所単位であり、運営法人単位ではありません。

また、1法人につき1事業所の申込とします。(複数事業所の申込は不可)

なお、他の都道府県で推薦されている介護事業者と、運営法人が同一の場合はこの限りではありません。

○過去に本表彰の受賞を受けた事業所は過去に受賞したときと同一の取組を記載している場合は推薦の対象とはなりません。

○平成24年4月以降に開始した取組を行った事業所を推薦の対象とします。

6 様式のダウンロード

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な書類もダウンロードできます。

○県ホームページ

トップページ > 介護人材の確保・育成 > 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰について

<https://www.pref.gunma.jp/site/kaigojinzai/603376.html>

7 推薦事業所の決定

(1) 推薦事業所の決定

- ①推薦に当たっては、推薦事業者の法令遵守状況について、関係機関に事前に確認します。
- ②推薦事業所の決定にあたっては、ぐんま介護・福祉人材育成制度の認証事業者であることを考慮します。
- ③「4 評価項目」の評価項目・ポイントに基づいて審査を行い、推薦事業所を決定します。

(2) 推薦事業所決定等の通知

3月上旬頃に、メールで採否をお知らせします。

(3) その他

推薦決定のお知らせの際に、別紙2の修正などをお願いする可能性があります。

8 本県からの推薦数

1～4事業所